

## 埼玉県総合医局機構 地域医療教育センター運営企画部会要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、埼玉県総合医局機構設置規定（平成25年10月25日決裁）第10条及び埼玉県総合医局機構 地域医療教育センター委員会運営要綱（平成29年3月1日決裁）第2条第4項の規定に基づき、埼玉県総合医局機構 地域医療教育センター委員会運営企画部会（以下「運営企画部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

**第2条** 運営企画部会は、次に掲げる事項について専門的な見地から検討を行う。

- 一 地域医療教育センターの利用に関すること
- 二 地域医療教育センターにおける教育・研修の企画、連絡調整及び実施に関すること
- 三 地域医療教育センターにおけるシミュレーター等機器の整備に関すること
- 四 地域医療教育センターの広報・周知に関すること
- 五 地域医療教育センターの稼働実績に関すること
- 六 その他、地域医療教育センターの運営のために必要な事項

**2** 検討部会は、前項各号に掲げる事項の検討状況について、埼玉県総合医局機構 地域医療教育センター委員会（以下「教育センター委員会」という。）からの求めに応じて、又は必要に応じて報告を行うものとする。

(組織)

**第3条** 運営企画部会は、教育センター委員会が推薦した者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

**2** 前項に定める部会員は、県保健医療部長が委嘱する。

(部会長)

**第4条** 運営企画部会に部会長を置く。

**2** 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を行う。

(会議)

**第5条** 運営企画部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会員は、やむを得ない理由があるときは、会議に代理の者を出席させることができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、運営企画部会に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

**第6条** 運営企画部会の事務は、地域医療教育センター事務局職員において処理する。

(雑則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、運営企画部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。